

防衛白書の変遷

——1990～1996年

植 村 秀 樹

(承前)

16. 1990年版

前年（1989年）12月にブッシュ（George H. W. Bush）米国大統領とゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev）ソ連共産党書記長が冷戦の終結を宣言しており、これが冷戦後初めての白書となる。50件の資料他を含め、全358ページ。構成は次の通り（細目は省略）。

第1部 世界の軍事情勢

(略)

第2部 わが国の防衛政策

第1章 わが国の安全保障

第2章 防衛政策の基本

第3章 わが国の防衛力整備

第4章 日米安全保障体制

第5章 その他の諸施策

第3部 わが国防衛の現状と課題

第1章 自衛隊の現状と課題

第2章 防衛力整備

第3章 日米防衛協力

第4部 国民と防衛

第1章 国民と自衛隊

第2章 国民生活と防衛施設

第3章 諸外国における国民と防衛

資料

前年の12月の冷戦終結宣言は、この白書にはそれはほとんど反映されていない。第1部第1章「全般的な軍事情勢」で述べられている「東西関係の画期的な変化」で注目されているのは「戦略兵器削減交渉（START）や欧州通常戦力交渉（CFE）等が進展をみせている」ことにとどまっており、「米ソの核を含む圧倒的軍事力を中心とする力の存在と均衡による抑止がある」ことが国際関係の基礎だとの認識にはいささかの揺るぎもないからであろう。また「わが国周辺」地域の情勢は「欧州に比べて複雑」であることもその理由のひとつであろう（p.45）。

第2部第3章第2節「最近の国際軍事情勢と我が国の防衛力整備」においても、「（現在の）国際社会の平和と安定を前提とすれば、わが国に対する軍事的脅威に直接対抗することを目指すよりも、自らが力の空白となって、この地域の不安定要因にならないようにすべきとの考え方に立っている」という以前と変わらぬ認識である（p.109）。つまり、1976年に決定した「防衛計画の大綱」の国際認識そのままである。

さて、安全保障に必要なこととしては、外交面での努力のほか、「国民生活を安定させ、国民の国を守る気概の充実を図り、安全保障の基盤を確立することが国の平和と安全を確保するために重要」であり、その上で、「実力をもってする侵略」への備えとして、「自ら適切な規模の防衛力の整

備を進めるとともに、米国との安全保障体制を堅持し、その信頼性を高めていく」という例年通りの記述が続いている（p.94-95）。

自由主義陣営の一員としての役割と責任も強調している点に注目したい。

自由主義諸国の中で米国に次ぐ経済力をもつようになったわが国としては、国際社会において、その占める地位にふさわしい役割を自主的判斷に基づき果たすこととしているが、その際、平和国家としての立場を堅持するわが国としては、政治、経済、文化などの非軍事面でより一層の寄与をしていく必要がある。（p.96）

この年、日米安保条約の改定から満30年を迎えたが、日米安保体制の位置付けに特に変化は見られない。まず、日本防衛を規定した条約第5条に触れ、続いて、極東の平和と安定に関与する第6条に言及している。

今日、いずれの国も自国の意思と力だけで国の安全を保障することは不可能である。わが国も核兵器の使用を含む全面戦争から通常兵器による各種の侵略事態など、あらゆる事態に対処できる態勢を独自に築くことは不可能である。このため、わが国は、自ら適切な規模の防衛力を保有するとともに、米国との安全保障体制とあいまって、わが国の安全を確保することとしている。（p.111）

日米安全保障体制の意義については、「米国の日本防衛義務を中核とする日米安全保障体制」という点をまず強調した上で、これに加えて、「在日米軍のプレゼンスは、わが国の安全に大きく寄与しているのみならず、極東の平和と安全の維持にも寄与している」という、ここ数年の記述を踏襲している（p.111-112）。

ところで、第2部第5章では、長年の懸案事項である有事法制の研究の

進展状況にも触れている (p.114-115)。これは1977年8月、福田赳夫内閣時代に研究が開始されたものである。

17. 1991年版

この年の1月には、前年8月にイラクがクウェートに侵攻したことに端を発する湾岸戦争最が勃発した。冷戦終結宣言がなされたからといって国際情勢は安定したわけではないことを示した。さて、白書は資料62点を含め、全337ページ。構成上の変化としては、「部」がなくなり、「章」から始まるようになったほか、本文の最後に「むすび」が置かれたほか、構成の中身にも変化が見られる。構成は次の通り (細目は省略)。

第1章 国際軍事情勢

第1節 安定化を模索する欧州

第2節 米ソの軍事情勢

第3節 第三世界地域の動向

第4節 わが国周辺の軍事情勢

第2章 わが国の防衛政策

第1節 わが国の防衛政策の基本的考え方

第2節 日米安全保障体制

第3節 わが国の防衛力整備——「防衛計画の大綱」

第4節 わが国防衛のための主要作戦に関する機能

第5節 新中期防衛力整備計画

第6節 平成3年度の防衛力整備

第7節 その他の諸施策

第3章 国民の自衛隊

第1節 自衛隊の実像

第2節 社会への貢献

第3節 湾岸危機に関連する貢献

むすび

資料

第1章「国際軍事情勢」では冒頭の「概観」で「今日、国際軍事情勢は、冷戦を超えた新しい時代を展望しつつも、……不安定要因を抱えて推移している」と冷戦終結に言及しつつもその影響等については極めて慎重な姿勢を示している。ソ連の動向については、「極東ソ連軍については、引き続き量的な縮小を示しているが、同時に装備の質的強化は、依然として着実に継続されており、このような極東ソ連軍の動向が、この地域の軍事情勢を厳しいものとしている状況に変わりはない」としている（p.3-5）。

第1章第4節「わが国周辺の軍事情勢」では、韓国とソ連が国交樹立したことや韓国と中国が相互に貿易事務所の開設したことなどに注目し、国際情勢の変化に目を配っているものの、「極東ソ連軍の動向が、わが国周辺地域の軍事情勢を厳しいものとしているという状況に変わりはない」と慎重である（p.43）。

情勢認識に変化がない以上、防衛政策に関する基本的な事柄についてもほぼ例年通りの記述である。

わが国の安全を確保するための手段としては、国際政治の安定を確保するための外交努力、内政の安定による安全保障の基盤の確立、自らの防衛努力および日米安全保障体制の堅持がある。（p.76）

何ら目新しい点は見当たらない。外交・防衛・日米安保という順序も同じである。しかし、同じ第2章の第2節になると、様相に変化が見られる。日米安全保障体制は次のように位置付けられる。

日米安全保障体制は、わが国の存立と繁栄にとって不可欠なものである。

わが国は、激動する国際社会の中であって過去約40年間、平和と繁栄を享受してきたが、これは、わが国自身の防衛努力とあいまって、日米安全保障体制が抑止の体制として一貫して有効に機能してきた結果である。振り返れば、わが国が、先の大戦後再び独立を回復するにあたって、米国との同盟関係を選択したことは、わが国が自由主義陣営の一員としての道を歩むことの宣明であった。この選択が極めて適切なものであったことは、何よりその後の実績が示している。日米安全保障体制は、今や広範な国民的支持を得て、国民の間に深く定着している。わが国は今後も、この体制の維持を国政の基本としていくべきである。(p.85)

日米安全保障体制を「米国との同盟関係」としたのは『防衛白書』では初めてのことである。しかしながら、その意義については例年とあまり変わりはない。核の脅威もある中で、日本が独力で安全保障を確保することは「経済的に容易ではなく、何よりもわが国の政治姿勢として適切なものとはいえない」がために、「強大な軍事力を有する国と同盟関係を結び、その抑止力をわが国の安全保障のために有効に機能させていくことが現実的な道」として選択された。そして、その意義は「わが国の安全の確保にとって重要な役割を果たしている」ことが「まず第一」であり、「極東の平和と安全の維持にも寄与している」のが「第二」の意義とされている(p.85-87)。

ここまでを見るかぎり、「同盟関係」という文言が入った以外には、前年までとの間に大きな違いは見られない。ところが、日米安全保障体制の外交上位置付けについては、明らかな変化がみられる。日米安全保障体制の意義の「第三」は、「わが国にとって一番重要な二国間関係である日米関係の中核をなしている」のであり、「米国との緊密な友好関係の保持は、

わが国の発展と繁栄のために欠かせないもの」とされる。こうして「第四に、日米安全保障体制を基軸とする日米同盟関係は、日本の外交の基盤となっている」というところにまで行き着く（p.87-88）。

なぜ、このように日米安全保障体制は、それまでの安全保障政策の第3の柱から日本の「発展と繁栄のために欠かせないもの」、そして「外交の基盤」、さらにこの体制の維持を「国政の基本としていくべきである」（p.85）へとここに来て大きく格上げされたのであろうか。

この白書は池田行彦長官のもとで刊行されたが、長官の意向とは考えにくい。考えられることとして、1991年7月という刊行時期に注目すべきかもしれない。つまり、湾岸戦争の終結直後というタイミングである。米国を中心とする多国籍軍がイラク軍をクウェートから撤退させた後、在米国クウェート大使館は、米『ワシントン・ポスト』紙に全面広告を載せ、多国籍軍の活動に感謝の意を表した。米国をはじめ30か国ほどの国名が掲載されたが、その中にJapanはなかった。このことは日本政府なかならず外務省に大きな衝撃を与えたとされ、ここから日本外交の潮目が変わった。これを機に外務省を旗頭に軍事的な「貢献」を前面に打ち出すようになっていく。となれば、この部分の記述にも外務省の意向が反映しているのかもしれない。白書の原案は各省に回覧され、その過程できわめて多くの修正がなされるといわれている。この時期、外務省が『防衛白書』に力をいれたとしても何ら不思議ではない。因みにこの時の防衛事務次官は警察出身の依田智治で、この年の10月に退任し、民間企業に天下りをしている。そうしたタイミングからしても、外務省の要求に応えたとしても不思議ではない。以上は、いずれも推測の域を出ないものである。

もうひとつ加えておくと、この年の4月に行われた日米首脳会談（海部俊樹首相、ジョージ・H・W・ブッシュ大統領）では、「アジア・太平洋、中東をはじめとする世界各地の平和と繁栄の確保などにおいて、日米のグローバル・パートナーシップを更に実りあるものとしていくことで意見が

一致した」(p.90)。やはり、ここが潮目となるのであろうか。

あるいは、前年12月から、日米安全保障協議委員会の構成が変わったことが重要なかもしれない。1960年の条約改定以降、同委員会のメンバーは、日本側が外務大臣と防衛庁長官であったのに対して、米国側は、駐日大使と太平洋軍司令官であった。太平洋軍司令官とは、ハワイに司令部を置き、日本を含む西太平洋からインド洋を含む広大な地域を担当している地域軍である。それが国務長官と国防長官となったのであった。つまり格上げであり、対等化したのであった。対等化というのは形式上のことであり、その意味は日本の地位が高まったというよりむしろ、米国側が日本の有用性を重視するようになったということではなからうか。さらに勘ぐれば、これからは日本をこれまで以上に利用しようという姿勢になってきたとも考えられるのではなからうか。

金丸信防衛庁長官時代の1978年に始まった「思いやり予算」は年々その額が膨らんできていたが、1991年に特別協定（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定）が結ばれた。

前年まで長らく続いた「国民と防衛」「国民と自衛隊」がこの年は「国民の自衛隊」（第3章）に変わった。その第3節「湾岸危機に関連する貢献」では、「自衛隊輸送機による避難民輸送」と「掃海部隊のペルシャ湾への派遣」について述べられている。

本文の最後に1ページの「むすび」がある、特筆すべき内容ではない。

18. 1992年版

構成は前年にならっているものの、第3章として「国際貢献と自衛隊」が新たに加わった。正味13ページでしかないが、この年の白書では注目すべき点であろう。全体では377ページで構成は次の通り（細目は省略）。な

お、巻末の資料は64点にのぼっているが、その中に第3章関係のものは1点もない。

第1章 国際軍事情勢

第1節 冷戦後の安全保障環境

第2節 新たな安全保障環境への対応

第3節 わが国周辺の軍事情勢

第2章 わが国の防衛政策

第1節 わが国の防衛政策の基本的考え方

第2節 日米安全保障体制

第3節 防衛計画の大綱

第4節 防衛力の具体的機能

第5節 最近の国際情勢の変化と防衛力整備

第6節 その他の諸施策

第3章 国際貢献と自衛隊

第4章 国民の自衛隊

第1節 自衛管の素顔

第2節 平時における自衛隊の活動

第3節 国民生活と自衛隊

第4節 最近の自衛隊活動と世論

むすび

資料

第1章第1節に「冷戦後の安全保障環境」を入れた。本腰を入れて、冷戦後に対応しようとしている。昨年度はわずか3ページ余りに過ぎなかったが、今年度は第1章の第1、2節合わせて30ページ以上にわたっている。それでも、防衛政策の基本は変わっていない。

わが国の安全を確保するための手段としては、国際政治の安定を確保するための外交努力、内政の安定による安全保障基盤の確立、みずからの防衛努力及び日米安全保障体制の堅持がある。(p.83)

日米安全保障体制については、第2章第2節で、前年と同じく、「先の大戦後再び独立を回復するにあたって、米国との同盟関係を選択した」としているが、昨年同様、「わが国はこの日米安全保障体制の維持を国政の基本としていくべきである」としている。安全保障政策の3番目の柱であった日米安全保障体制は、昨年から、「国政の基本」に躍り出たのである。さらに、「強大な軍事力を有する米国と同盟を結び」と昨年よりも一歩踏み込んだ表現も用いている。なお、安保体制が「日米関係の中核」であり、「日米安全保障体制を基軸とする日米同盟関係は、日本の外交の基盤となっている」という記述ぶりは、前年と同じである (p.93-97)。

さて、新たに登場した第3章「国際貢献と自衛隊」の扉を飾るのはノーベル平和賞のメダルである（因みに第1章の扉は「ペルシャ湾に沈む夕陽（掃海部隊撮影）」であり、第2章は航空自衛隊のF-15戦闘機である）。第3章は「先の国会で成立した『国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律』及び『国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律』の概要と、これら法律の下、自衛隊が行う活動について説明する」との前書きがある (p.150)。わざわざこのような章を設けたところに防衛庁の意気込みがうかがえる。

さて、最初に出てくるのは「冷戦が終結した新しい国際環境において、国際社会の平和及び安全の維持をはかるという国連の役割は増大している」という文であり、「特に、国連平和維持活動 (PKO: Peace Keeping Operations)」が中でも重要だとしている。日本政府は湾岸戦争に対して人的貢献をなし得なかったものの、戦争終了後にペルシャ湾で機雷掃海に当たったことは「国際的にも理解と評価を得た」として、さらに国連

PKOや「海外における大規模な災害に対する救援」に力を入れるという目的をもって先の二つの法律、すなわち「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」及び「国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律」を制定した（p.151）。

この章の内部の構成は以下のようにになっている。

- 1 国際平和協力法と自衛隊の役割
 - (1) 国連平和維持活動
 - (2) 国際平和協力法
 - (3) 自衛隊の役割
 - ① 自衛隊の参加の意義
 - ② 自衛隊の実施する国際平和協力業務
 - (4) 自衛隊をめぐる議論
 - ① 自衛隊の国連平和維持活動への協力と憲法
 - ② 指揮権をめぐる議論
 - ③ 自衛隊の海外派遣に対する近隣諸国の理解
 - (5) 自衛隊法の改正
- 2 国際緊急援助法の一部改正と自衛隊の役割
 - (1) 自衛隊の協力の意義
 - (2) 自衛隊の役割
- 3 防衛庁・自衛隊の対応

国際平和協力法の成立により「わが国も国連平和維持活動及び人道的な国際救援活動に人的な面でより積極的な協力を行っていくこととなる」（p.153）として、日本が取り組む活動を中心に同法の概要を説明している。同法では日本が参加するPKO業務が定められているだけでなく、実施計画及び実施要領を定めることになっている。実施計画は閣議決定した

うで国会に報告される。また、「平和維持隊のいわゆる本体業務を実施する場合及びこれを2年を超えて引き続き実施する場合には国会承認が必要」と定めてあるところから、「シビリアン・コントロールは確保されている」(p.155)としている。しかしながら、「自衛隊の部隊等による平和維持隊本体業務の実施については、別途法律で定める日までの間は、これを実施しない」として、当面は「凍結」されることとなった(p.157-158)。

以上のような規定は、自衛隊の参加に神経質になっていた国内世論や野党の要求に沿って定められたものであるが、国会審議の過程で問題視されたのは、やはり憲法第9条の禁じる「武力の行使」にあたるのではないかという点であった。そこで、「紛争当事者間で停戦の合意が成立していること」をはじめとする「基本方針」(いわゆる5原則)が定められた。そこでは5番目に「武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること」とある。

もうひとつの論点が指揮権であった。政府はこれを「コマンド」と呼ぶことで論議をわかりにくくしようとしたように思われる。日本から派遣される部隊は「国連のコマンドの下にある」という言い方で、指揮権はあくまで日本にあると印象づけようとした。「紛争当事者の合意、同意あるいは中立の原則が崩れた際には、わが国から参加した部隊等は、業務を中断し、または派遣の終了に至る」(p.161)というが、このような事態に至れば、少なからず「武器の使用」をせざるを得ない場面が生じる可能性はきわめて高いと考えるのが自然であろう。日本の法律と自衛隊の認識としては「武器の使用」であっても、他者とくに紛争の当事者の目には、それが「武力の行使」と映る場合もあることは自然であり、そのような事態を招来することなく「中断」や「終了」をすることが果たして現実可能なのか疑問が残るであろう。あくまでの自国の論理に過ぎない。

19. 1993年版

前年に引き続いて第3章「国際貢献と自衛隊」が置かれている。全体で405ページと20ページ近く増えており、巻末の資料は65点であるが、その中に第3章に関する資料はない。構成は次の通り（細目は省略）。

第1章 国際軍事情勢

（略）

第2章 わが国の防衛政策

（略）

第3章 国際貢献と自衛隊

第1節 国際貢献における自衛隊の役割と対応

第2節 カンボディアにおける活動

第3節 モザンビークにおける活動

第4章 社会の中の自衛隊

第1節 活動する自衛隊

第2節 社会に貢献する自衛隊

第3節 自衛隊を支える力

第4節 自衛隊の国際交流

むすび

資料

冷戦が終焉した後、1991年12月にはソビエト連邦共産党の解散を受けてソ連を構成していた15の共和国が主権国家として独立し、ソ連そのものが崩壊した。このように1992年から世界はポスト冷戦の時代に入ったが、「わが国周辺においては、欧州において生起したような大きな変化は、現在のところ見られていない」（p.46）と慎重な情勢認識を示している。その一方で米国は「東アジア・太平洋地域の米軍戦力を3段階に分けて再

編・合理化しつつ」あり、フィリピンから完全に撤退するなどの第一段階が終了し、さらに再編を進めつつある。それでも北朝鮮の脅威に対抗するために新たに登場したクリントン（Bill Clinton）政権は「引き続き、この地域に対する関与とコミットメントを維持し、そのために信頼性ある米軍のプレゼンスを維持するとの姿勢を示している」と、大筋で変化のないことを強調している（p.78-79）。

ところで、毎年のことではあるが、「わが国周辺における兵力配備状況」はイギリスの国際戦略研究所（International Institute for Strategic Studies）が毎年発行する年次報告書『ミリタリー・バランス』に依拠している（p.47）。これは単に数字を並べているだけで、これらのうちの何がどの程度、日本にとって脅威なのかといった記述はない。たとえば、中ソ（現在ではロシア）国境に両国が張り付けている陸上兵力は、日本にとって何ら脅威とはならない。とにかく、脅威を大きく見せたいだけである。

このような情勢認識に立ちつつ、「日米安全保障体制は、わが国の存立と繁栄にとって不可欠なものである」として、次のように、日米安保体制にこれ以上はないというほどの最大限の位置づけを与えている。

今日、新たな国際秩序の形成に向けて、いろいろな議論があるが、今後とも、わが国はこの日米安全保障体制の維持を国政の基本としていくべきである。また、この日米安保体制を基盤とする日米のパートナーシップの永続のためには、両国政府のみならず、両国民が互いの意思疎通及び相互理解を図っていくことも重要である。（p.93）

日米安保体制を単に現在の政策としてのみならず、「国政の基本」と位置付けて「永続」させるとあり、そのために国民の理解を求めている。これは全面的な拝跪というものである。防衛白書に書くようなことであろう

か。

第2章第2節「日米安全保障体制」のこうした前文に続くのは「1 日米安全保障体制の意義」であり、そこでは、(1)わが国の安全に対する直接的貢献、(2)極東の平和と安全の維持への貢献、(3)日米関係の中核、(4)幅広い外交関係の基盤——である。(4)では「日米安全保障体制を基軸とする日米同盟関係は、日本の外交の基盤となっている」として、「近隣諸国との対話を推進」するに際しても「日米安全保障体制に裏付けられた強固な日米の同盟関係は重要な役割を果たしていくもの」とされている (p.96)。この節の前文からの当然の帰結である。要するに、世界情勢の数十年ぶりの大きな変化という時代の転換点にあっても「わが国の防衛政策」は前年とほとんど同じであった。

第3章では多数の写真とともに自衛隊の「国際貢献」について述べている。具体的には、1992年9月からカンボジアへ、翌年5月にはモザンビークへそれぞれ部隊を派遣している。「冷戦が終結した新しい国際環境において、国際連合（国連）は国際社会の平和及び安全の維持を図る機能を従来にも増して期待される状況になってきている」との認識のもとに、日本も「財政的貢献だけでなく、人的な貢献が必要不可欠」であり、そうした活動、すなわち自衛隊の国連平和維持活動（PKO）派遣は、国際的な責務であるのみならず、「平和維持活動によりもたらされる国際社会の平和と安全の維持は、ひいてはわが国の安全に資するもの」と位置付けられた (p.169)。そしてPKOへの派遣は、「自衛隊の持つ技能、経験、組織的な機能を活用することが最適であると考えられた」ことがその理由であり、自衛隊の持つ「軍事的専門知識や経験」が必要とされているからという (p.172-173)。

こうした理由づけによって自衛隊を派遣することそれ自体には論理的整合性もあり、その意義は否定できないであろうが、果たして国連PKOへの参加そのものが目的なのか。それともその先にさらなる目標があつて、

その一里塚としてPKOが置かれたのか、この時点では判然とはしていないし、当然、白書にはそれに関する記述は何もない。

カンボジアには600人余りの自衛隊員が派遣された。派遣に先立ってスウェーデンにある国連訓練センターに中核となる隊員を1992年7月に派遣し、国連からの正式の要請を受け、9月8日に実施計画を閣議で承認した。派遣されたのは施設大隊であり、実施要領に従うとともに、同時に、現地の活動は「国連カンボディア暫定機構」(UNCTAC: United Nations Transitional Authority in Cambodia)が行うことから、その「指図」の下に入ることとなった(p.180)。ここで「指図」というのは「指揮」の文字を使いたくないからである(ところで、些末なことであるが、この白書では「カンボディア」と表記しているが、昨年版では「カンボジア」であった)。

当初の実施計画では「建設」が、また実施要領では「道路・橋等の修理」が主な業務のはずであったが、その後、UNCTACの要請によって、12月には「輸送」、「保管」、「水の浄化」などの業務が追加された。さらに翌年2月には「医療」も加わり、その後も「制憲議会選挙に係るUNCTAC等の物資の保管」と「飲食物の調製」及び「施設の維持管理」(4月)、「給食」、「宿泊又は作業のための施設の提供」(5月)などが次々と追加されていった。追加はこれにとどまらず、派遣されたのが施設大隊であるにもかかわらず、日本政府は制憲選挙のための選挙監視要員に対して「可能な限りの支援」を行うよう指示した。これを受けて、橋や道路の補修業務には「情報収集の一環として治安情報等の交換」も必要であるとしてそうした活動に乗り出し、また、食料などの生活物資の輸送ということで投票所への立ち寄りも開始するまでに活動は拡大した(p.180-181)。「小さく生んで大きく育てる」典型であるといえよう。

施設大隊のほか、陸上自衛隊は停戦監視活動にも8人の自衛官を派遣した。この任務にも「専門的な軍事知識と経験が必要であり、今回派遣し

たように、自衛官でなければ本業務は遂行し得ない」ことが強調された(p.196)。

一方、モザンビークには包括的和平協定の締結にともなって国連モザンビーク活動(ONUMOZ: United Nations Operations in Mozambique)が設立され、自衛隊がこれに参加することとなった。派遣されたのは陸上自衛隊を中心とする約50人の自衛官であった(p.200)。

さらに、この年の白書は第4章が大きく変わった。昨年度の第4章は「国民の自衛隊」であったが今年は「社会の中の自衛隊」になり、新しいところでは、第3節「自衛隊を支える力」のなかに「6 防衛生産」が登場し、巻末には関連資料が2点掲載された。冷戦終結という事態を受けて、防衛産業の先行きを心配し始めたのであろうか。この年の3月に「防衛装備品調達懇談会」と「防衛産業技術懇談会」が発足した。

20. 1994年版

全体で405ページと前年と全く同じ分量である。しかし、この年は自衛隊発足40周年ということで、第3章でその40年を概観するような構成となっている。そして、国際貢献の項目が章から節に格下げとなった。全体の構成は次の通り(細目は省略)。資料は65項目である。

第1章 国際軍事情勢

第1節 冷戦後の国際環境

第2節 冷戦後の課題と国際社会の対応

第3節 わが国周辺地域における軍事情勢

第2章 わが国の防衛政策

第1節 わが国の防衛政策の基本的考え方

第2節 日米安全保障体制

第3節 防衛政策の大綱

第4節 防衛力の具体的機能

第5節 中期防衛力整備計画及び平成6年度の防衛予算

第6節 その他の諸施策

第3章 自衛隊——変化への対応

第1節 自衛隊を取り巻く環境と今後の防衛力

第2節 国際貢献

第3節 安定的な安全保障環境構築のための努力

第4節 防衛力を支える基盤を確保するための努力

第4章 社会の中の自衛隊

第1節 自衛隊の組織と人

第2節 日々の自衛隊

第3節 国民生活とのかかわり

第4節 地域社会と防衛施設

むすび

資料

冷戦終結と踵を接するように登場した米国のクリントン政権は、世界情勢の激変に対応すべく、軍事力の包括的な見直しに着手し、1993年9月に「ボトム・アップ・レビュー」(Bottom Up Review)を発表した。この報告書は「1999年における米軍の戦力構造」として「総兵力約171万人を約146万人まで、また、陸軍現役師団10個、海軍空母11隻(他に予備役1隻)、空軍戦闘航空団20個などまでそれぞれ削減することとした。」(p.34)ここに海兵隊が入っていないのは、海兵隊は1952年の「ダグラス・マンズフィールド法」によって、3個師団、3個航空団を維持すると定められているからであろう。兵力の全面的見直しを開始した米国クリントン政権であるが、「北東アジアにおける前方展開戦力については、欧州方面とは異なり、現在とほぼ同じ規模を維持することを明らかにしている。このよう

な米国の方針は、域内各国からも歓迎されている」(p.49)としているが、最も喜んだのは何よりも変化を嫌う日本政府であろう。例によって『ミリタリー・バランス』に基づいた「わが国周辺における兵力配備状況」を掲げているほか、やはり『ミリタリー・バランス』に基づいて「朝鮮半島の軍事力の対峙」の図も掲げている (p.53)。さらに、「わが国に近接した地域における極東ロシア軍の配備」図もあるが (p.60, ただし、出典は不明)、これとても兵員や艦艇の数だけを見ると大きな数字であるが、それがそのまま日本に対する脅威ではない。

第2章「わが国の防衛政策」はほぼ前年通りである。外交努力や「内政の安定により安全保障の基盤を確立すること」のほか、「みずから適切な規模の防衛力の整備を進めるとともに、米国との安全保障体制を堅持」する (p.81-82)。日米安全保障体制についても「抑止の体制として一貫して有効に機能してきた」と評価しており、「今後とも、わが国はこの日米安全保障体制の維持を国政の基本としていくべきである」としている (p.89)。それは「東西対立の下で西側の安全保障体制の一角を形成してきた日米安保体制は、新たな国際環境の下でもわが国への侵略の未然防止に寄与しており、同時に、東アジアの安定を維持する重要な要因であり続けている」(p.145-146) と評価できるからである。因みに「米国と同盟を結び」という表現が用いられている (p.90)。

このように評価されている日米安保体制であるが、この年の白書では、空母艦載機の着艦訓練場確保に苦勞していることが述べられている。主に厚木飛行場でこの種の訓練は行われきたが、市街地化がますます進んでいることもあって、「深刻な騒音問題」への対応を迫られている。そこで政府は三宅島に飛行場を建設しようとしたが、地元の反対にあって見込みは立っていない。そこで「三宅島に訓練場を設置するまでの暫定措置として、硫黄島を利用すること」として施設の整備に乗り出し (訓練そのものは1991年から始まっている)、1993年5月に施設整備が完了した (p.253)。

また、米海兵隊と海上自衛隊が共同使用する岩国飛行場についても、石油コンビナートに近接していることから、安全の確保と騒音対策の観点から、地元は「沖合への移設を国対して強く要望してきた」(p.253)。沖合といっても、わずか1キロメートルほどであるが、これにも莫大な費用が掛かることは言うまでもない。最も米軍基地の集中しているのは沖縄であり、沖縄の基地「整理統合」の計画も進められており、すでに4年前に約1,000ヘクタールの「返還に向けて作業を進めること」が合意されている(p.254)。

21. 1995年版

索引等も含めて全412ページとなった。目次を見る限り大きな変化はない。構成は次の通り(細目は省略)。資料は70項目に増えた。

第1章 国際軍事情勢

(略)

第2章 わが国の防衛政策と自衛隊の現状

(略)

第3章 わが国防衛の今後の課題

第1節 自衛隊を取り巻く環境の変化

第2節 今後の防衛力について

第3節 冷戦後の安全保障環境における日米安全保障体制

第4節 安定的な安全保障環境構築のための活動

第5節 今後の災害派遣態勢について

第6節 防衛力を支える基盤を確保するための努力

第4章 社会の中の自衛隊

第1節 活動する自衛隊

第2節 国民生活とのかかわり

第3節 自衛隊を支える力

第4節 地域社会と防衛施設

資料

この1年の間に国際情勢に大きな変化はなく、自衛隊の活動にも特筆すべきことはなかったため、この年の白書はいわば「平穏」であったといえよう。ただ、一方で1995年という年は大きな節目となる年でもあった。そのあたりに留意しておきたい。

米国は、例終結直後の1990年4月にアジア・太平洋地域に展開している戦力を再編・合理化する「東アジア戦略構想」(EASI: Strategic Framework for the Asian Pacific Rim)を発表し、2年後にも「東アジア戦略構想」の第2版と呼ばれる報告書(East Asia Strategic Initiative)、そして翌93年には「ボトム・アップ・レビュー」を発表した。この「レビュー」についてはすでに触れたが、さらに95年2月になって「東アジア戦略構想」の第3版とも呼ばれる「米国の東アジア・太平洋地域における安全保障報告」(EASR: East Asia Strategic Report)を発表した。ここでもやはり、「アジア・太平洋地域における重要な国益を守るため、引き続き強固な前方展開戦力を維持する必要性を強調し、この地域に展開する兵力削減はすでに完了しているとして、「この地域における前方展開戦力を現行の約10万人の水準に維持することを再確認した」(p.82)。

この報告書であらためて10万人という数字が確認されたことに強い懸念を感じたのが当時の大田昌秀沖縄県知事であった。この地域には沖縄も当然に含まれることから、沖縄に駐留する米軍も減らないからである。そして、この年の9月、沖縄で少女暴行事件が起き、沖縄の基地問題は日米間の最大の懸案事項となっていく。

日米安全保障体制についての記述も前年とほとんど同じである。「わが国の安全の確保にとって重要な役割を果たしている」「わが国の安全のみ

ならず、極東の平和と安全の維持にも寄与している」というだけでなく、「日米安全保障体制は、わが国にとって一番重要な二国間関係である日米関係の中核を成している」とされている。すなわち、「日米安全保障条約は安全保障面をその中核とするものであるが、同時に、政治的、経済的協力関係の促進についても重要」であり、「単に防衛面のみならず、政治、経済、社会などの両国の幅広い分野における友好協力関係の基礎となっている」としている (p.93-95)。

このように防衛政策や日米安保体制に関する記述には、特に大きな変化は見られない。ただし、「防衛問題懇談会」には注目したい。

1993年8月に誕生した非自民連立政権（細川政権）は翌94年2月に首相の私的な懇談会として「防衛問題懇談会」を設置した。白書刊行時には首相は羽田孜に交代していたが、懇談会は継続していた。この懇談会の主たる目的は、冷戦時代に策定された「防衛計画の大綱」の基本的な考え方を見直し、「新たな考え方の骨格について有識者の方々から意見を聴取することを目的とした」（前年白書, p.149）ものであった。

懇談会は20回にわたる協議を経て、94年8月に「日本の安全保障のあり方——21世紀へ向けての展望」と題する報告書を村山富市首相に提出した。白書はそれを次のように伝えている。

本報告は、わが国がこれまでのどちらかと言えば受動的な安全保障上の役割から脱すべきであるとの観点から、「能動的・建設的な安全保障政策」を追求すべきことを提唱し、そのために、

- ① 多角的な安全保障協力の促進（自衛隊の国連平和維持活動の強化、安全保障対話の促進など）
 - ② 日米安全保障協力関係の充実
 - ③ 自衛能力の維持と質的改善
- の3つの柱を立てている。(p.187)

この①と②の順序がいけなかった。

日本の役人らしく事前にアメリカ側にこの報告書の概要を伝えてあり、その時は特にこれといった反応はなかったのだが、いざ発表されると、日米安保よりも多角的な関係を優先するのかと、正式ルートでの抗議ではもちろんないが、アメリカ側から不満の声が伝わってきた。

これが日米安保の「再定義」につながっていく。その方向性はすでに先に触れたEASRに表れている。

EASRにおいては、日米安全保障関係は、米国のアジア・太平洋地域における安全保障政策の要と位置づけつつ、日米同盟関係が、日米両国のみならずアジア・太平洋地域の平和と安定を確保する上で主要な要素となっていると説明している。(p.192)

このほか、1995年には、阪神・淡路大震災（1月）、地下鉄サリン事件（3月）、そして沖縄で3人の米兵による12歳の少女暴行事件（9月）が起ころ。いずれも防衛庁・自衛隊と無関係ではいられない事件である。阪神・淡路大震災には5ページ、地下鉄サリン事件には2ページが割かれている。

22. 1996年版

全416ページで前年度とほぼ同じ。資料は67項目に減少している。構成は次の通り（細目は省略）。

第1章 国際軍事情勢

（略）

第2章 我が国防衛政策の基本と新防衛大綱

第1節 我が国防衛の基本的考え方

- 第2節 日米安全保障体制
- 第3節 新防衛大綱の策定に至る背景
- 第4節 新防衛大綱における基本的考え方
- 第5節 新防衛大綱における具体的な防衛力の内容
- 第3章 これからの防衛力整備
 - 第1節 新中期防衛力整備計画
 - 第2節 平成8年度の防衛両整備
- 第4章 自衛隊の多様な役割と日米安保体制の信頼性向上
 - 第1節 我が国の防衛
 - 第2節 大規模災害など各種の事態への対応
 - 第3節 より安定した安全保障環境の構築への貢献
 - 第4節 日米安全保障体制の信頼性向上のための施策
 - 第5節 その他の諸施策
- 第5章 国民と防衛
 - (略)
- 資料編

「日米安全保障体制は、わが国の存立と繁栄にとって不可欠なものである」という1991年白書から始まった表現は、その後も変わらず、この年も引き継がれている (p.81)。

しかし、この年の4月、「日米安全保障共同宣言」が橋本龍太郎首相とビル・クリントン大統領によって発表された。これは「冷戦終結後における日米安保体制の意義などについて日米両国で関心が高まった」ことを受けて、「一昨年来、日米安保体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させるための普段の努力の一環として」「さまざまな対話を集中的に実施」してきた成果であった (p.84)。つまり、日米安全保障関係について、抜本的な見直しをしたというのではなくて、冷戦終結にもかかわらず

ずこれを維持・強化する理由付けとその方向付けを模索してきたわけである。その前提は言うまでもなく、1995年2月の「米国の東アジア・太平洋地域における安全保障報告」(EASR)である。そもそもの前提が米国の政策なのである。

共同宣言は「安全保障について日米間で緊密に行われた対話の成果を踏まえ、日米安保体制の重要な役割を改めて確認し、21世紀に向けた日米同盟の在り方を内外に宣明するもの」であった(p.86)。

巻末の資料に「日米安全保障共同宣言——21世紀に向けての同盟——」が掲載されている(資料16)。ただし「仮訳」である。外務省が翻訳したものであることを示しているのだが、正文は英語であることを示している。日米間で交わされる多くの文書が正文は英語のみであって、日本のメディアで発表されるものもほとんどが外務省による「仮訳」である。そしてこの外務省の「仮訳」が実に曲者なのである。

それはさておき、この共同宣言には「アジア太平洋地域」という文言が12回登場する。日米安保条約にある「極東」の範囲を超えて条約を適用する、つまり、実質的な条約改定を行うことを宣言しているに等しい。共同宣言の中の「日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留」という文言は、日米安保体制の主たる目的が米軍の日本駐留にあること、すなわち、占領の継続としての米軍駐留という旧安保条約以来の一貫して変わらぬその本質を露わにしたものといえる。

もうひとつ、留意すべき点は、「総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した」ことである。要するに、米国の大統領が沖縄をはじめとする基地所在地住民に負担をかけていることを認識し、他方で日本の首相は、そうした米兵を引き続き受け入れていくことを宣明したのである。

こうしたことを改めて表明したのには理由がある。前年9月に起きた米兵による少女暴行事件がそれである。「米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深める」必要のあることを認識し、「特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄」に関しては、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO: Special Actions Committee on Okinawa)を設置して対応することとした。

日米安保体制にばかり目を配ってきたが、この年の白書の目玉はむしろ自衛隊というべきである。前年11月に策定した新しい「防衛計画の大綱」について、第2章第3節から第5節にかけて、43ページをこれに割いている。巻末資料に新大綱が掲載されているが、これには「日米安全保障体制」の語が12回登場する(このほかに「米国との安全保障体制」が1回だけ出てくる)。日米安保共同宣言に「アジア太平洋地域」の12回との奇妙な符合に興味を惹かれる。

新大綱の策定に向けて、1993年6月には「新時代の防衛を語る会」を防衛局長の下に、94年2月には「防衛力の在り方検討会議」を防衛庁長官の下に設けて検討を重ねてきた(p.94)。その結果、旧大綱の基本的な考え方である「基盤的防衛力構想」を踏襲することとした。制服組には評判が悪いが、この考え方がもうしばらく維持されることになった。